主 文本件控訴はこれを棄却する。 当審における未決勾留日数中、二十日を本刑に算入する。 当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人並に弁護人高柳貞逸作成名義の別紙各控訴趣意書と題する書面記載の通りであるから、いずれもこれを本判決書末尾に添附しその摘録に 代え、これに対し次の通り判断する。

弁護人高柳貞逸の控訴趣意書一について。

所論の昭和二十七年四月十八日附原審第一回公判調書には、原審検察官が、該公判期日において起訴状を朗〈要旨〉読した旨の記載の認められないこと所論の通りである。しかし、同年二月一日から施行されている刑事訴訟規〈/要旨〉則の一部を改正する規則第四十四条は、公判調書の簡易化のため、起訴状朗読のような公判手る割りな公判調書の必要的記載がなくとも、所論のように、現実に原本第一回公判の記載がなったものということはできないのであるがの記載がなったものということはできないのであるが記述がは前記のように一般的に当然行われている事項でとと、「の起訴状の説書には、検察官の起訴状の記載を訂正しているるるのであるができないので起訴状を朗読は所論のようにとが認めるを相当としたものという。とはなく、原本のは原本公判明日において起訴状を朗読は下されていることがの記載を記述があるのであるのというできないのは、原本の訴訟手続には所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)